

# 岐阜県公報

第二千二十九号  
平成二十一年三月六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉国保課)	一四二
医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(同)	一四二
居宅介護事業者等の指定	(同)	一四二
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	一四五
医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	一四六
指定施設機関の廃止の届出	(同)	一四六
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	一四七
道路の区域変更	(道路維持課)	一五〇
道路の供用開始	(同)	一五一
車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定	(同)	一五一
車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定	(同)	一五一
保安林の指定実施要件の変更予定	(郡上農林事務所)	一五二
保安林の指定解除	(東濃農林事務所)	一五三
選挙管理委員会告示		
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	一五三
政治団体の異動事項の公表	(同)	一五四
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	一五五
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	一五六

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一五六
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同)	一五七
平成二十年度採石業務管理者試験追加合格者	(産業政策課)	一五七
指定管理者の指定	(同)	一五七
同	(モノづくり振興課)	一五七
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課)	一五七
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同)	一五八
テクノプラザCAD研修・機器貸出運営委託業務に係るプ		
口ポータルに関する実施公告	(情報産業課)	一六〇
県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	一六一
市営土地改良事業の換地処分	(同)	一六一
平成二十一年度岐阜県警察官A採用試験の実施	(人事委員会)	一六一
正誤		
平成二十一年度岐阜県総合医療センター医療総合情報シス		
テムネットワーク維持管理及び機器保守業務委託に関する		
一般競争入札公告中訂正	(医療整備課)	一六四

告示

岐阜県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六十九年の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定期日
有限会社耕グル	恵那市上矢作町二九七六	くわのみ訪問看護ステーション	恵那市岩村町飯羽間一六一九番地	平成二〇・三・一
社団法人羽島市医師会	羽島市江吉良町一九九七	羽島市医師会訪問看護ステーション	羽島市竹鼻町狐六川口七一九	同

岐阜県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六十九年の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

称

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

岐阜県知事 古田 肇

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定期日
トイカイ薬局中津川本町店	株式会社トイカイメデイカル	中津川市本町四二二〇	平成二〇・一
馬淵内科	馬淵信行	大垣市高尾町一五四	同 二・三五
アイセイ薬局おおくて店	株式会社アイセイ薬局	瑞浪市大湫町一三五四	同 三・一
ジップドラッグ桐生薬局	株式会社ジップドラッグ	高山市桐生町二三四八	同
ホップ芝原薬局	有限会社大学堂小川薬局	本巣郡北方町芝原東三五一二	同
かわむら薬局	株式会社亀山調剤	羽島市福寿町浅平三三二六	同

岐阜県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

社会福祉法人養寿会	社会福祉法人養寿会	特定非営利活動法人ヒッコ	特定非営利活動法人ヒッコ	株式会社 壮健	株式会社 壮健	株式会社 ギイタック	株式会社 ギイタック	株式会社 ギイタック	株式会社 ギイタック	坪口昇	株式会社 ギイタック	株式会社 ギイタック	カム・オン有限会社	カム・オン有限会社	カム・オン有限会社	輪之内町長
三養老郡養老町柏尾四六	三養老郡養老町柏尾四六	各務原市鷺沼朝日町三 一三九二	各務原市鷺沼朝日町三 一三九二	愛知県大山市松本町二 二九	愛知県大山市松本町二 二九	二岐市肥田浅野笠神町 一一一	二岐市肥田浅野笠神町 一一一	二岐市肥田浅野笠神町 一一一	二岐市肥田浅野笠神町 一一一	大垣市桐ヶ崎町八〇番地	二岐市肥田浅野笠神町 一一一	二岐市肥田浅野笠神町 一一一	五多治見市上野町三一	五多治見市上野町三一	五多治見市上野町三一	安八郡輪之内町四郷二 五三〇一
通所介護	訪問介護	通所介護	通所介護	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	特定介護予防福祉用具販売	介護予防福祉用具販売	特定福祉用具販売	地域包括支援センター
白鶴荘デイサービスセンタ	白鶴荘ヘルパーステーショ	特定非営利活動法人ヒッコ ロデイサービスセンター	特定非営利活動法人ヒッコ ロデイサービスセンター	陽だまりの宿	陽だまりの宿	東濃デイサービスセンター 元町	東濃デイサービスセンター 元町	東濃デイサービスセンター 元町	東濃デイサービスセンター 元町	城北整形外科クリニック	東濃デイサービスセンター 松坂	東濃デイサービスセンター 松坂	カム・オン有限会社	カム・オン有限会社	カム・オン有限会社	輪之内町地域包括支援セン ター
三養老郡養老町柏尾四六	三養老郡養老町柏尾四六	各務原市鷺沼朝日町三 一三九二	各務原市鷺沼朝日町三 一三九二	四各務原市三井町二 一	四各務原市三井町二 一	土岐市肥田浅野元町二 三六	土岐市肥田浅野元町二 三六	土岐市肥田浅野元町二 三六	土岐市肥田浅野元町二 三六	大垣市桐ヶ崎町八〇番地	多治見市松坂町一 五	多治見市松坂町一 五	五多治見市上野町三一	五多治見市上野町三一	五多治見市上野町三一	安八郡輪之内町中郷新 田二二〇一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二〇・二二・一	同	同	同	同	同	平成二〇・二〇・一



岐阜県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を名

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社ザイタック

新 土岐市肥田浅野元町二 三六

通所介護

東濃デイリハビリセンター

新 土岐市肥田浅野元町二 三六

平成二〇・二一・一

株式会社ザイタック

新 土岐市肥田浅野元町二 三六

介護予防通所介護

東濃デイリハビリセンター

新 土岐市肥田浅野元町二 三六

同

特定非営利活動法人ヒッコ

新 各務原市鷺沼朝日町三 一三九 二

訪問介護

特定非営利活動法人ヒッコ

新 各務原市鷺沼朝日町三 一三九 二

同

特定非営利活動法人ヒッコ

新 各務原市鷺沼朝日町三 一三九 二

介護予防訪問介護

特定非営利活動法人ヒッコ

新 各務原市鷺沼朝日町三 一三九 二

同

特定非営利活動法人コソフオートケア

新 羽島市竹鼻町狐六字下

福祉用具貸与

特定非営利活動法人コソフオートケア

新 羽島市竹鼻町狐六字下

同

特定非営利活動法人コソフオートケア

新 羽島市竹鼻町狐六字下

特定福祉用具販売

特定非営利活動法人コソフオートケア

新 羽島市竹鼻町狐六字下

同

特定非営利活動法人高齢者・身体障害者雇用促進協会

旧 羽島市竹鼻町狐六字下

特定福祉用具販売

特定非営利活動法人高齢者・身体障害者雇用促進協会

旧 羽島市竹鼻町狐六字下

同

新 特定非営利活動法人  
コソフオートケア  
羽島市竹鼻町狐六字下  
土手一五九七一  
介護予防  
福祉用具  
貸与

旧 特定非営利活動法人  
高年齢者・身体障害者雇  
用促進協会  
同上

新 特定非営利活動法人  
コソフオートケア  
羽島市竹鼻町狐六字下  
土手一五九七一  
特定介護  
予防福祉  
用具販売

旧 特定非営利活動法人  
高年齢者・身体障害者雇  
用促進協会  
同上

社会福祉法人輪之内町社会  
福祉協議会  
安八郡輪之内町四郷二  
五三〇一  
居宅介護  
支援事業

新 特定非営利活動法人  
コソフオートケア  
同上

旧 特定非営利活動法人  
高年齢者・身体障害者雇  
用促進協会  
同上

新 特定非営利活動法人  
コソフオートケア  
同上

旧 特定非営利活動法人  
高年齢者・身体障害者雇  
用促進協会  
同上

新 ケアステーションわの  
うち  
輪之内町在宅介護支援  
センター  
安八郡輪之内町四郷二  
五三七一  
同

岐阜県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九條の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九條の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二條及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二條の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開設者 所在地 指定年月日

げんき堂鍼灸整骨院 加藤 崇宏  
愛知県名古屋市中千種区千種二一六一三イオ  
ン千種二F  
平成〇・三・一

岐阜県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十條の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十條の二の規定により次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五條の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五條の二の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開設者 所在地 指定年月日

たんばば接骨院 奥山 竜二  
名古屋市中区栄生二二  
二豊田ビル一階 三  
平成〇・三・三

誠和治療院 加藤 陽一  
各務原市鵜沼東町二五  
六八 同 三・三

トーカイ薬局中津川本町店	株式会社トーカイメデイカル	○	中津川市本町四二二	同	一〇・一
馬 淵 内 科	馬 淵 信 行		大垣市高尾町一五四	同	二・三五
かわむら薬局	有限会社かわむら薬局	二六	羽島市福寿町浅平三三三	同	三・一

岐阜県告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市芥見清水二四三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備えて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町越佐字下ノ洞八四四、八四五の一、八四五の四、八四五の五、八四五の八から八四五の一四まで、八四六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備えて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字助平一五五九の三、一五九〇の一、一五九〇の五、一五九〇の七、一五九四の一、一五九四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市美並町上田字露洞三五四七の一の九、三五四七の一の一〇、三五四七の一の一三

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
揖斐郡揖斐川町谷汲深坂字滝谷七七八

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
揖斐郡揖斐川町春日川合字細畑四三二の一、四三二の二、四三二の三、四三二の四、四三二の五、四三二の六、四三二の七

字七四 四二九二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字細畑四二二の二、字七四 四二九二の三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日中山字尾又三〇九二の六、三〇九二の一三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町神測字沓掛一三八三五の一、一三八三六から一三八三八まで、一三八三九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町神淵字樋之元九三六七の五、九三七〇の一、九三七二、九三七三、字上段九五二〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。

字樋之元九三六七の五・九三七〇の一・九三七二・九三七三・字上段九五二〇の一(以上五筆)について次の図に示す部分に限る。( )

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町越原字菊之里一一二四の一、一一二四の五、一一二四の六、一一二四の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	関市洞戸市場字清水七六二番の一地从先から同市洞戸栗原字牧官公有地無番地先(一番の二)まで	前	七六・二・五	六七・五	
			後	九七・三・三	六七・五	

岐阜県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町上佐見字井ノ島四九九二番地先から同郡同町同字同地先まで	後	四・五 三・〇	八四・〇	
			前	四・五 三・四	八四・〇	

岐阜県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）

県道	路線名	区 間	指定年月日
門和線	佐瀬戸線	下呂市門和佐字キリソコナイ二一五番一地先から同市同字同地先まで	平成二一・三・六 平成二一・七・二三

岐阜県告示第四百四十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	指定年月日
富加線	美濃加線	関市下有知字峰形尾五五七〇番一七地先から美濃市松森字上巾上五五八番六地先まで	平成二一・四・一

岐阜県告示第四百四十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指 定 年 月 日
一般国道	二百五十七号	恵那市長島町正家字鍋山一番一五二地先から 同 市同 町中野字石田八番四地先まで	平成二一・四・一
一般国道	四百十八号	恵那市武並町竹折字向流一七〇〇番一 地先から 同 市三郷町佐々良木字上平一四九九番一〇地先まで	同
県道	多治見線 恵那線	恵那市長島町永田字竹之下四八四番一 地先から 同 市同 町中野字阿弥陀外戸七六二番一 地先まで	同
県道	白川線 恵那線	恵那市長島町中野字阿弥陀外戸七六二番一 地先から 同 市同 町同字乗越二二〇四番一五 〇地先まで	同
県道	富加線 美濃線	関市下有知字峰形尾五五七〇番一七地 先から 美濃市松森字上巾上五五八番六地先ま で	同
県道	美濃坂本 停車場線	中津川市茄子川字上諏訪一五九八番五 地先から 同 市同 字中垣外一六四三番三 〇地先まで	同

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二メートル以上（又は横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

岐阜県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市高鷲町大鷲字松木河原一五四六の一、一五四七の一、一五四七の四、一五四八の一

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更に係る指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
 多治見市虎溪山町一丁目五〇の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

公衆の保健  
 三 解除の理由  
 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県東濃農林事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井戸けいじ後援会	長谷部 廣行	渡辺 直行	加茂郡七宗町上麻生2540 2
えびあきおと未来を考える会	高田 照巳	細野 美智夫	揖斐郡揖斐川町小島166 1
加納清美後援会	加納 清美	加納 鈴江	本巣市政田1023 2
川島かつお後援会	津田 利夫	川島 友生	各務原市郡加前野町2 127
成瀬雅弘後援会	成瀬 正人	古澤 貴靖	揖斐郡揖斐川町上南方545 92
むらせ三郎後援会	大岩 一彌	村瀬 工	揖斐郡揖斐川町上野1101 2

岐阜県選挙権者登録簿(岐阜県北加賀郡輪之内町) 第111号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その異動届を次のとおり提出する。

平成二十一年三月六日

岐阜県選挙権者登録簿(岐阜県北加賀郡輪之内町) 第111号

加藤正昭 大 塚 稔 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党岐阜県LPカヌ支部	会 計 責 任 者	見尾谷 稔	古田正男
自由民主党真正支部	代 表 者	大西 徳三郎	戸部 弘
自由民主党福岡町支部	主たる事務所の所在地	本業市政田356	本業市軽海121 1
	代 表 者	小林 優	柘植 寛
	会 計 責 任 者	深谷 明宏	深谷 勲
	主たる事務所の所在地	中津川市高山1235 28	中津川市福岡1079 2 2 1
	代 表 者	森島 光明	近藤 勝美
	会 計 責 任 者	北 島 登	森島 光明
自由民主党輪之内町支部	主たる事務所の所在地	安八郡輪之内町下太樽新田 堤壇無番地	安八郡輪之内町里35 3
	会 計 責 任 者	阿知波 美修	小林 有理
	主たる事務所の所在地	多治見市太平町 4 38	多治見市宝町 1 46 2
民主党岐阜県第5区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体

あちは吉信政経研究会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類	あちは吉信政経研究会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				大垣市古田はじめを育てる会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				大がねやすのり会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				勝上げゆき後援会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				農民が主人公の岐阜県政をつくる会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				晴友会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				税理士による古屋圭司後援会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				関市古田はじめを育てる会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				宗宮孝生後援会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類
				長沼健治郎を育てる会	国会議員関係政治団体の区分	(公職の種類)	公職の候補者の氏名及び公職の種類



野尻年恒事務所	野尻紀恒	野尻紀恒	野尻紀恒	加茂郡川辺町比久見1628	58	平成21年2月2日		
野原張生後援会	野原弘	遠藤文康	揖斐郡池田町舟子189	1	平成21年1月12日			
野部研二後援会	水野政美	不破郡垂井町栗原1887			平成20年12月22日			
平松みきまさ後援会	櫻井順治	水野紋子	各務原市鷺沼三ツ池町5	125	平成20年12月11日			
藤谷光信を育てる会	榎瀬卓爾	牧野聖仁	岐阜市西野町3	1	平成20年12月25日			
山田勝義後援会	深董洋勝	古本進	土岐市土岐陣町土岐口2253	3	平成20年12月25日			
山本のりおを育てる会	山本訓男	山本訓男	瑞穂市野田新田3921	2	平成20年5月1日			

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
金山 鎮雄	下呂市長	新しい下呂市をつくる会(金山しずお後援会)	下呂市金山町戸部614 2	金山 鎮雄
北村 征男	高山市議会議員	征文会(北村いらくお後援会)	高山市国府町宇津江57 2	北村 征男
須賀 敦士	岐阜市議会議員	岐阜政経会	岐阜市下土居670	須賀 敦士
山本 訓男	瑞穂市議会議員	山本のりおを育てる会	瑞穂市野田新田3921 2	山本 訓男

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年二月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐フランス
- 三 代表者の氏名 GUERRIN Gilles Bernard C laude
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市古市場高宮七番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、県民が受講しやすいフランス語講座の提供や、日本とフランス語圏諸国との学術・文化・芸術・スポーツ交流に関する事業を行うことにより、特に岐阜県の住民とフランス語圏諸国との交流の促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年二月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃やまなみ会
- 三 代表者の氏名 石樽 康彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市大井町二〇五番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県東濃地区東部の精神障害者及びその家族相互のネットワークづくりを推進し、精神障害者の精神保健福祉の増進に関する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成二十年度採石業務管理者試験追加合格者

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十年度採石業務管理者試験の追加合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
一七	四〇	五一
六五	六七	七四

以上六名

指定管理者の指定

岐阜産業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二

第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十三号）第十五条の規定により公示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 岐阜市六条南二丁目一番一号 財団法人岐阜産業会館
- 二 指定の期間 平成二十一年四月一日から 同 二十四年三月三十一日まで

指定管理者の指定

セラミックパークMINOに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、セラミックパークMINOの条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十六条の規定により公示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 多治見市東町四丁目一番地の五 財団法人セラミックパーク美濃
- 二 指定の期間 平成二十一年四月一日から 同 二十四年三月三十一日まで

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月六日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年二月十七日

二 届出者の氏名又は名称

大洋紡績株式会社

三 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番の 一 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者名

(変更前) 代表取締役 小宮山喜邦

(変更後) 代表取締役 浅野浩一

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) イオン株式会社 外

(変更後) イオンリテール株式会社 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月六日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年二月十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー正木店

岐阜市鷺山新町八 一五 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時三十分

(変更後) 午前七時

来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前九時から午後八時三十分まで

(変更後) 午前六時三十分から午後八時三十分まで

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

マーサ<sup>21</sup>

岐阜市正木字古川一五九九 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

KANI SHOPPING PLAZA PATIO

可児市下恵土五七五〇番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

イオン大垣ショッピングセンター

大垣市外野二丁目五〇番 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年三月六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

<p>一 建物の名称及び所在地 イオン各務原ショッピングセンター 各務原市那加青柳町一丁目一番 外</p> <p>二 業種の概要 販売なし(理田事項 参照)</p> <p>テクノプロザCAD研修・機器貸出運営委託業務に係るプロポーザルに関する取組公告</p> <p>テクノプロザCAD研修・機器貸出運営委託業務に係るプロポーザル取組公告のとりかえ</p> <p>平成二十一年三月六日 岐阜県農林部 田 田 兼</p> <p>1 業務概要</p> <p>(1) 提案を募集する業務の名称 テクノプロザCAD研修・機器貸出運営委託業務 一式</p> <p>(2) 提案を募集する業務の内容 テクノプロザCAD研修・機器貸出運営委託業務に係る公募型プロポーザル募集要項による。</p> <p>2 参加者の資格に関する事項 本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等で構成される団体(以下「共同体」という。)であること。 また、単独の法人等にあつては、下記(1)から(6)までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員が(1)を満たし、かつ、すべての構成員が(2)から(6)までのすべての要件を満たす必要があること。 (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)に、次のア又はイのいずれ</p>	<p>かに該当する者がいないこと。 ア 破産者で復権を得ない者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 次のアからイまでのいずれかに該当する者でないこと。 ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。) イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。) ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。) (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。 (6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。</p> <p>3 プロポーザル手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局 〒500 8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 岐阜県産業労働観光部情報産業課 IT拠点担当 電話 058 272 8378</p> <p>(2) プロポーザルに係る募集要項等の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 平成21年3月6日(金)から平成21年3月12日(木)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで イ 交付場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(3) プロポーザル参加申込書の提出期間、提出場所及び提出方法 ア 提出期間 平成21年3月6日(金)から平成21年3月13日(金)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで</p>
--	---

場合は、平成21年 3 月 13 日 (金) 午後 5 時 15 分到着分まで有効)

イ 提出場所 3 の(1)に同じ。

ロ 提出方法 持参又は配達記録による郵送

(4) 企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成21年 3 月 6 日 (金) から平成21年 3 月 16 日 (月) までの毎日 (県

の機関の休日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (郵送の  
場合は、平成21年 3 月 16 日 (月) 午後 5 時 15 分到着分まで有効)

イ 提出場所 3 の(1)に同じ。

ロ 提出方法 持参又は配達記録による郵送

エ 提出部数 8 部 (正本 1 部、副本 7 部)

(5) 企画提案の失格又は無効

本公告に示したプロポーザルに参加する資格のない者及び以下のいずれかに該当  
する者の提案は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載したとき。

ロ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

エ 募集要項に違反すると認められるとき。

オ 参加者が、2 以上の提案書を提出したとき。

カ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(6) 企画提案の選定方法

企画提案の選定は、提出された企画提案書及び関係書類並びにプレゼンテーショ  
ン内容について、テクノアラザCAD研修・機器貸出運営委託業務委託事業者選定  
委員会において審査を行う。

4 その他

(1) プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 詳細は、テクノアラザCAD研修・機器貸出運営委託業務に係る公募型プロポー  
ザル募集要項による。

(4) 平成21年度予算の議決が得られなかった場合は、業務の執行をとりやめることが  
ある。

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、  
県営土地改良事業まごめ地区荒町工区の換地処分を平成二十一年二月二十日にしたので  
同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示す  
る。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の四において準用する同法  
第五十四条第三項の規定により、下呂市営土地改良事業久津地区の換地処分を平成二十  
一年二月十八日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同  
法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十一年度岐阜県警察官A採用試験の実施

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第十八条第一項の規定により、平  
成二十一年度岐阜県警察官A採用試験を次のとおり実施します。

平成二十一年三月六日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行つてものです。  
一 試験名 試験区分及び採用予定人員

試 験 名	試 験 区 分	採 用 予 定 人 員

警察官採用試験	
警察官 A (男性)	三十五人程度
警察官 A (女性)	六十人程度
警察官 A (女性)	若干人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
警察官 A (男性)	平成二十一年十月一日の採用に応じられる者で、次に掲げるもの 一 平成二十一年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は採用予定日前に卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官 A (男性) 警察官 A (女性) 警察官 A (女性)	次に掲げる者 一 平成二十一年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は平成二十二年三月までに卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に

虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

- (一) 日時及び場所

平成二十一年五月十日(日) 午前八時三十分から、岐阜市において行います。

- (二) 方法

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分(にわたって)行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

- (三) 合格者の発表

平成二十一年五月二十日(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

- (一) 日時及び場所

平成二十一年六月中旬から七月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

- (二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

身長	検査項目	
	警察官 A (男性)	警察官 A (女性)
一六〇センチメートル以上であること。	警察官 A (男性)	警察官 A (女性)
一五五センチメートル以上であること。	警察官 A (女性)	警察官 A (女性)

体 重	四七キログラム以上であること。 あること。 おおむね四五キログラム以上であること。
胸 囲	七八センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が一・六以上又は矯正視力が一・一以上であること。
色 覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

(2) 体力検査

敏しう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者の発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十一年七月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦されて採用者が決定されます。

採用予定日は、原則として警察官A(男性)が平成二十一年十月一日、警察官A(男性)及び警察官A(女性)が平成二十二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登載された者がすべて採用さ

れるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

六 給与等

平成二十一年度新規採用者の初任給は、大学卒業者で二十万八千円が支給され、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

岐阜県では、愛知県及び滋賀県の依頼を受け、大学卒業者又は大学卒業見込み者を対象とする警察官A(男性)採用共同試験を実施しています。

愛知県又は滋賀県の警察官を志望する場合は、志望する県を第一志望又は第二志望先に選択し、岐阜県で実施する警察官A(男性)又は警察官A(男性)採用試験を受験できます。ただし、岐阜県以外の県を第一志望とした場合は、岐阜県を第二志望先にすることはできません。

なお、愛知県及び滋賀県は、岐阜県と「三 受験資格」の年齢(愛知県及び滋賀県とも昭和五十四年四月二日以降に生まれた者)並びに「六 給与等」において異なっています。また、採用予定人員は愛知県、滋賀県とも若干人で、採用予定日は平成二十二年四月一日です。

八 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することができます。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはった返信用封筒(あて先明記の角形二号封筒)を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官A（男性）受験」又は「警察官A（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、

〒500-8501（住所不要）岐阜県警察本部警務課あて

郵送してください。

なお、受験票は申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を指定された場所にはり、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十一年四月二日（木）から四月二十日（月）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、四月二十日までの消印があるものに限り受け付けます。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を提供します。提供期間は、それぞれの試験の合格者発表の日から一か月間とし、岐阜県個人情報総合窓口（県庁二階）で提供します。希望者は、必ず写真で本人と確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。

なお、提供する試験結果の内容は、「総合得点」と「順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 一一一 一 一 内線三三二五七）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

正 誤

（原稿誤り）

平成二十一年二月十三日号外（平成二十一年度岐阜県総合医療センター医療総合情報システムネットワーク維持管理及び機器保守業務委託に関する一般競争入札公告二頁下段前から十九行目中「五段二行目3行25目（水）」は「五段二行目3行27目（水）」の

同段前から二十一行目中「五段三行25目（水）」は「五段三行27目（水）」の  
三  
頁下段から一行目及び四頁上段から一行目中「on 25 March 2009 at the training  
room of the Training and Inspection Wing(3F)」は「on 27 March 2009 at the  
Outpatients Department Meeting Room(old wing, 3F)」の誤り。

平成二十一年三月六日印刷  
平成二十一年三月六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）